

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：熊本市合志市

令和8年6月19日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.2	%
全職員	67.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	100.7	%
本庁課長相当職	97.7	%
本庁課長補佐相当職	99.4	%
本庁係長相当職	103.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	87.7	%
31～35年	92.4	%
26～30年	92.1	%
21～25年	100.0	%
16～20年	93.4	%
11～15年	91.6	%
6～10年	91.4	%
1～5年	95.0	%

【説明欄】

【男性の給与に対する女性の給与の割合が下回っている要因】

- ・全職員のうち、任期の定めのない常勤職員以外（会計年度任用職員）の割合が非常に高い。
(会計年度任用職員のうち、女性の占める割合：73.7%)
- ・任期の定めのない常勤職員のうち、勤続年数36年以上について、技能労務職の女性の割合が高い。
- ・任期の定めのない常勤職員のうち、勤続年数6～10年について、社会人経験者採用枠での男性職員が多くいる（上記勤続年数の男性職員のうち18%）
- ・任期の定めのない常勤職員全体における女性の割合は43%であるが、勤続年数5年以下の区分に占める女性の割合が58%となっており、女性の方が若年層職員の割合が高い。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	9.8 %

【説明欄】

(管理職登用比率) 女性 (男性) 管理職数／女性 (男性) の職員数×100	
・男性	・女性
37／189×100≒19.6	4／143×100≒2.8

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	9.1 %
本庁課長相当職	10.0 %
本庁課長補佐相当職	35.7 %
本庁係長相当職	48.2 %

【説明欄】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	※ (伸び率)
部局長・次長	8.3	(-7.8%)	7.7	(18.1%)	9.1	
課長	10.0	(48%)	14.8	(-32.4%)	10.0	
課長補佐	32.7	(1.8%)	33.3	(7.2%)	35.7	
係長	53.8	(-17.1%)	44.6	(8.0%)	48.2	

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	80 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	%	%	%	%
1月超3月以下	33 %	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	67 %	%	%	%
9月超12月以下	%	100 %	%	%
12月超24月以下	%	%	%	%
24月超	%	%	—	—

【説明欄】

- ・会計年度任用職員で対象となる者はいなかった。
- ・常勤職員の育児休業取得人数は、男性3人、女性3人。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.7 時間／月
内部部局等以外	3.4 時間／月

【説明欄】

内部部局及びそれ以外も含めた男女別の時間

(男性) 7.9 時間／月 (女性) 7.6 時間／月